



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
号外第13号

◎印は、県例規集に登載するもの

目次

人事委員会事項

- ◎佐賀県職員の給与その他の給与支給規則の一部を改正する規則 (規則・六) 一
- ◎給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (" ・七) 一
- ◎佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (" ・八) 三
- ◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (" ・九) 八
- ◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (" ・一〇) 八
- ◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (" ・一一) 九
- ◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (" ・一二) 九
- ◎佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (" ・一三) 一〇
- ◎職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (" ・一四) 一〇
- ◎佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 (" ・一五) 一〇
- ◎一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 (" ・一六) 一一
- ◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (" ・一七) 一一

○ 人事委員会事項

佐賀県職員の給与その他の給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第六号

佐賀県職員の給与その他の給与支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改め、同項第六号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第七号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 適用区分表（第二条関係）

勤務箇所	職	員	調整数
薬務課	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条の規定に基づき任命された麻薬取締員		三

保健所及び衛生薬業センター	総合福祉センター	日の限寮	いずみ荘	<p>(1) 診療放射線技師及び常時その補助に従事する職員</p> <p>(2) 細菌を取り扱う臨床検査技師及び常時その補助に従事する職員</p> <p>(1) 児童と起居を共にしてその指導に当たることを本務とする職員</p> <p>(2) (3)及び(4)に掲げる職員で夜間において児童を介護する職員</p> <p>(3) 知的障害児の通園児を直接指導することを本務とする職員</p> <p>(4) 心理判定の業務に従事する職員並びに機能回復訓練を行うため理学療法業務、作業療法業務及び言語治療業務に従事する職員</p> <p>(1) 入寮者と起居を共にして直接救護に当たすることを本務とする職員(2)に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 入寮者と起居を共にして直接救護に当たすることを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)</p> <p>(3) 入寮者を直接救護することを本務とする職員</p> <p>(4) (1)、(2)及び(3)に掲げる職員以外の職員で夜間において入寮者の保護を行うことを常例とする職員</p>	<p>二</p> <p>三</p> <p>二</p> <p>一</p> <p>四</p> <p>三</p> <p>一</p> <p>四</p>
希望の家	春日園	九千部学園		<p>(2) 常時の介護を必要とする入所者と起居を共にして療養に直接従事することを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)</p> <p>(3) 入所者と起居を共にして生活指導、職業指導若しくは看護又は機能回復訓練に直接従事することを本務とする職員</p> <p>(4) 入所者の生活指導、職業指導若しくは看護又は機能回復訓練に直接従事することを本務とする職員</p> <p>(1) 児童と起居を共にしてその指導に当たすることを本務とする職員(2)に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 児童と起居を共にしてその指導に当たすることを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員で夜間において児童の指導を行うことを常例とする職員</p> <p>(1) 入園者と起居を共にして直接指導に当たすることを本務とする職員(2)に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 入園者と起居を共にして直接指導に当たすることを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)</p> <p>(3) 入園者を直接指導することを本務とする職員</p> <p>(4) (1)、(2)及び(3)に掲げる職員以外の職員で夜間において入園者の指導を行うことを常例とする職員</p> <p>(1) 重度知的障害者と起居を共にして指導及び救護に直接従事することを本務とする職員(2)に掲げる職員を除く。)</p>	<p>三</p> <p>二</p> <p>四</p> <p>二</p> <p>一</p> <p>三</p> <p>一</p> <p>二</p> <p>四</p>

県立病院好生館		みどり園		虹の松原学園		佐賀コロニー	
(4) 心理判定業務に従事する職員	(3) 診療放射線技師の補助に常時従事する職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)	(2) 細菌を取り扱う臨床検査技師及び常時その補助に従事する職員	(1) 診療放射線技師及び常時その補助に従事する職員(③に掲げる職員を除く。)	(2) 乳児と起居を共にしてその保育に当たることを本務とする職員(医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)	(1) 乳児と起居を共にしてその保育に当たることを本務とする職員(②に掲げる職員を除く。)	(2) 児童を直接教育及び指導することを本務とする職員	(1) 児童と起居を共にして直接教育及び指導に当たることを本務とする職員
一	二	二	三	三	四	二	三

<p>●佐賀県人事委員会規則第八号</p> <p>佐賀県人事委員会 委員長 蜂谷尚久</p>	<p>この規則は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成十六年三月三十一日</p>	地域課	市町村立中学校及び市町村立小学校	県立の盲学校、ろう学校及び養護学校	食肉衛生検査所	精神保健福祉センタ
		三	二	二	一	三

<p>附則</p> <p>(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に定める特殊学級を担当し、特殊教育に直接従事することを本務とする職員</p> <p>(2) 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十三条の二十一第一項に定める心身の故障に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする職員</p>	<p>(5) 言語治療業務に従事する職員</p> <p>心理判定業務に従事する職員</p>
--	---

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条関係）

組織の区分	知事本庁共通				管理職手当を支給する職	支給割合																	
	現地機関	統括本部	出納局	健康福祉本部																			
	部	統括本部	出納局	統括本部																			
環境センター副所長	環境センター所長	消防学校副校長	消防学校校長	職員研修所副所長	職員研修所所長	副出納局長	監査監	政策監	総括政策監	危機管理・報道監	検査	技術監	参事	室長	課長	副部長	副部長	理事	部長	本部長	本部長	支給割合	
百分の十五	百分の十六	百分の十五	百分の二十	百分の十五	百分の二十	百分の二十	百分の十五	百分の十六	百分の二十	百分の二十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十六	百分の十六	百分の二十	百分の二十	百分の二十三	百分の二十五	百分の二十五	百分の二十五		
							健康福祉本部																
保健所副所長	保健所所長	保健所副所長	保健所所長	保健所副所長	保健所所長	保健所副所長	保健所所長	保健所副所長	保健所所長	保健所副所長	保健所所長	保健所副所長	保健所所長	保健所副所長	保健所所長	保健所副所長	保健所所長	保健所副所長	保健所所長	保健所副所長	保健所所長	保健所副所長	保健所所長
百分の十五	百分の十六	百分の十五	百分の二十	百分の十五	百分の二十	百分の二十	百分の十五	百分の十六	百分の二十	百分の二十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十六	百分の十六	百分の二十	百分の二十	百分の二十三	百分の二十五	百分の二十五	百分の二十五	百分の二十五	

	<p>通信指令室長 百分の十五</p> <p>鉄道警察隊長 百分の十五</p> <p>交通管制官 百分の十五</p> <p>暴走族対策室長 百分の十五</p> <p>交通事故事件捜査指導官 百分の十五</p> <p>交通反則通告センター所長 百分の十五</p> <p>交通聴聞官 百分の十五</p> <p>運転者教育室長 百分の十五</p> <p>警備指導官 百分の十五</p> <p>警備対策官 百分の十五</p> <p>警察学校校長 百分の二十</p> <p>警察学校副校長 百分の十五</p> <p>佐賀警察署長、唐津警察署長、鳥栖警察署長、伊万里警察署長、武雄警察署長、神埼警察署長及び小城警察署長 百分の十六</p> <p>警察署長（佐賀警察署長、唐津警察署長、鳥栖警察署長、伊万里警察署長、武雄警察署長、神埼警察署長及び小城警察署長を除く。） 百分の十五</p> <p>警察署の副署長 百分の十五</p> <p>刑事官 百分の十五</p> <p>地域官 百分の十五</p> <p>会計官 百分の十五</p>
--	---

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会
委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第九号
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年佐賀県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「国立及び公立の学校の事務職員の退職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の退職の特例に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会
委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十号
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第七号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第二条第三号ロ及びハを次のように改める。

ロ 地方公共団体等(佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号。以下「退職手当条例」という。))第七條第五項第二号に規定する地方公共団体等をいう。以下同じ。)の職員

ハ 特定一般地方独立行政法人等職員(退職手当条例第七條第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。以下同じ。)のうち人事委員会の定める者

第四條の四第一項中「本庁の部長」を「本庁の本部長、部長」に、「環境生活局長、水産林務局長、東京事務所長、県立病院好生館長」を「及び危機管理・報道監、県立病院好生館長、東京事務所長」に改め、「議事事務局長」の下に、「人事委員会事務局長」を加え、「本庁の副部長」を「本庁の副本部長、副部長」に、「環境生活局副局長、水産林務局副局長、」を「及び」に、「監査委員事務局長、人事委員会事務局長」を「監査委員事務局長」に改める。

第六條第一項第六号中「他の地方公共団体」を「地方公共団体等」に、「当該地方公共団体」を「当該地方公共団体」に、「地方公共団体の職員」を「地方公共団体等の職員」に改め、同項第七号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改める。

第七條第一項第一号及び第十條第二項第三号中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

別表第一の表中「部長級又は副部長級」を「本部長級又は副本部長級」に改め、同表の備考の2中「「部長級」を「本部長級」に、「副部長級」を「副本部長級」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第十一号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「監理課」を「土地対策課」に、「ダム事務所」を「西部地区ダム事務所」改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第十二号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第一項中「第二十條の五第一項」を「第二十六條第一項」に改める。

第四十八條の表中「診療エックス線技師」及び「歯科技工士」を削る。

別表第一の5級の項及び6級の項中「分擔する薪の量」を「処理する薪量」に改め、同表の10級の項中「薪量」を「薪量」に改め、同表の11級の項中「薪量」を「薪量」に改める。

別表第四の4級の項中「部長若しくは副部長」を「本部長若しくは副本部長」に改める。

別表第五の4級の項及び5級の項並びに別表第六の4級の項及び5級の項中「分掌する者の長」を「処置する者」に改める。

別表第十三の診療エックス線技師の項及び歯科技工士の項を削り、同表の備考の1中、「~~診療エックス線技師~~」及び「~~歯科技工士~~」を削る。

別表第二十四の診療エックス線技師の項及び歯科技工士の項を削る。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十三号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成四年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第一号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」

に改め、同項第三号中「国立及び公立の学校の事務職員の退職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の退職の特例に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十四号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項第二号及び第二項第一号中「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等労働関係法適用職員等」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十五号

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則（平成十四年佐賀県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「副主幹」を「人事主幹」に改め、同条第三号中「企画調整主査」を「係長」に改める。

第四条第三項中「副主幹」を「人事主幹」に改め、同条第四項中「企画調整主査」を「係長」に、「企画、調整等に関する事務」を「事務局の事務の一部」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十六号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十五年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十七号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十六年佐賀県人事委員会

規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続いて地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十八条第二項及び職員に分限に関する条例(昭和二十七年佐賀県条例第十八号)第二条の規定により休職にされ、地公法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第二条第一項の規定により派遣され、職員派遣(公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)第二条第三項第一号に規定する職員派遣をいう。)をされ、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、又は地公法第二十九条第一項の規定により停職にされている職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係るこの規則による改正後の通勤手当に関する規則第十条の四第二項の規定の適用については、「属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)」とあるのは、「属する月」とする。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)